明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令（農林水産四二）　一
○不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令（経済産業四三）　三

〔告　示〕
○漁業局の通信時間割を定める件の一部を改正する告示（総務二七〇）　七
○区の境界の確定の件（同二七一）　七
○電子認証登記所登記官の電子証明書のハッシュ値を告示する件（法務一八五）　八
○電子証明書の方式等に関する件の一部を改正する件（同一八六）
○使用薬剤の薬価（薬価基準）及び使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示（厚生労働一七四）
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同一七五）
○歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の一部を改正する件（同一七六）
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（同一七七）
○プラムポックスウイルスの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（農林水産一四五四）

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構北陸新幹線（敦賀・新大阪間）事業に係る環境影響評価方法書の公告及び説明会の開催、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・職務上の氏名の使用・記章紛失・指定法の付記関係　三七
地方公共団体
旅行業者営業保証金の権利実行申立て、行旅死亡人関係　四〇
会社その他
会社決算公告　三六

省令

○農林水産省令第四十二号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月二十六日　農林水産大臣　江藤　拓

プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令（平成二十二年農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表（第二条関係）	別表（第二条関係）
東京都昭島市田中町（東日本旅客鉄道青梅線以南の地域に限る。）、拝島町、松原町、緑町及び美堀町、あきる野市（小川東、小中野、小峰台、戸倉、二宮東、平沢東、深沢及び養沢を除く。）、青梅市（富岡及び御岳山を除く。）、八王子市宇津木町、梅坪町、大谷町、尾崎町、上壱分方町、川口町、久保山町、左入町、下恩方町、諏訪町、大楽寺町、高月町、滝山町、戸吹町、西寺方町、弐分方町及び丸山町、羽村市小作台、川崎（都道二百四十九号線以西の地域に限る。）、五ノ神（都道二百四十九号線以西の地域に限る。）、栄町、神明台、玉川、羽、羽加美、羽中、羽西、羽東及び緑ヶ丘、福生市牛浜、大字熊川（一般国道十六号線以東で都道七号線以北の地域を除く。）、大字福生（一般国道十六号線以東の地域並びに千八百四十六番から千八百六十五番まで、千九百五十八番から千九百七十四番まで、千九百八十一番及び千九百八十四番から千九百九十番までを除く。）、加美平、北田園、志茂、東町、本町、南田園及び武蔵野台並びに西多摩郡奥多摩町梅澤、川井、小丹波、丹三郎及び氷川並びに日の出町、神奈川県川崎市幸区小倉、小倉一丁目、小倉二丁目、小倉	東京都昭島市田中町（東日本旅客鉄道青梅線以南の地域に限る。）、拝島町、松原町、緑町及び美堀町、あきる野市（小川東、小中野、小峰台、戸倉、深沢及び養沢を除く。）、青梅市（富岡及び御岳山を除く。）、八王子市宇津木町、梅坪町、大谷町、尾崎町、上壱分方町、川口町、久保山町、左入町、下恩方町、諏訪町、大楽寺町、高月町、滝山町、戸吹町、西寺方町、弐分方町及び丸山町、羽村市小作台、川崎（都道二百四十九号線以西の地域に限る。）、五ノ神（都道二百四十九号線以西の地域に限る。）、栄町、神明台、玉川、羽、羽加美、羽中、羽西、羽東及び緑ヶ丘、福生市牛浜、大字熊川（一般国道十六号線以東で都道七号線以北の地域を除く。）、大字福生（一般国道十六号線以東の地域並びに千八百四十六番から千八百六十五番まで、千九百五十八番から千九百七十四番まで、千九百八十一番及び千九百八十四番から千九百九十番までを除く。）、加美平、北田園、志茂、東町、本町、南田園及び武蔵野台並びに西多摩郡奥多摩町梅澤、川井、小丹波、丹三郎及び氷川並びに日の出町、神奈川県川崎市幸区小倉、小倉一丁目、小倉二丁目、小倉三丁目、小倉四丁目、